

(平成25年7月31日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務しており、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和45年2月1日にB社からA社に異動し、申立期間を含む49年3月31日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分

及び49年1月分)に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務しており、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の親会社であるB社が保管する申立人に係る人事カードにより、申立人は、昭和47年8月1日にA社に入社し、申立期間を含む50年11月12日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和48年11月分

及び49年1月分)に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45年1月9日の会社設立から平成18年9月30日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が20人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 沖縄厚生年金 事案 490

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

私の厚生年金保険記録を確認したところ、昭和48年12月31日にA社を資格喪失し、49年1月1日に親会社であるB社で資格取得したと記録されているが、資格喪失日以降もA社で継続して勤務しており、加入記録が1か月間の空白となっていることに納得がいかないため、申立期間について厚生年金保険の加入記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の加入記録は、昭和47年4月1日から平成2年4月30日まで確認できる上、複数の同僚は、「申立人は、申立期間当時にA社で勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間当時も同社において継続して勤務していたと認められる。

また、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は昭和48年12月31日に適用事業所でなくなっているものの、複数の同僚（当時の経理担当者を含む。）は、「厚生年金保険被保険者資格を喪失することについて会社からの説明は受けていない。A社の事業は継続しており、同社で働いていたので昭和48年12月分の給与から申立期間の保険料は控除されていたと思う。」旨述べている上、申立期間当時に同

社に勤務していた同僚から提出された申立期間の前後（昭和 48 年 11 月分及び 49 年 1 月分）に係る同社の給料明細書から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

一方、上述のとおり、A社は昭和 48 年 12 月 31 日に適用事業所でなくなっているが、同社に係る法人登記簿により、45 年 1 月 9 日の会社設立から平成 18 年 9 月 30 日まで登記されていることが確認できる上、申立期間当時に同社の役員であった者及び複数の同僚は、申立期間当時、従業員が 20 人くらいいたと述べていることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 48 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、7 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 沖縄国民年金 事案 345

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで

申立期間の国民年金保険料の納付記録が未納となっているが、当時の保険料は、その都度、A市役所において納付期限内に納付しているはずで、未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、その都度、A市役所において納付期限内に納付しているはずである。」と述べているところ、申立人から申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

なお、A市の被保険者名簿によれば、申立期間（昭和59年4月から62年3月まで）における国民年金保険料を納付していたとする記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。